

和歌山弁護士会 紛争解決センターが
令和5年6月台風2号及び梅雨前線による大雨被害に
関連したトラブルを解決するお手伝いをします

弁護士会の和解あっせん (災害ADR)

令和5年6月台風2号及び梅雨前線による大雨被害により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、土砂崩れなど近隣間でのトラブルに悩んでいませんか？

弁護士会の和解あっせん（災害ADR）は、災害に関連する民事上の紛争について、弁護士が和解あっせん人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

申立手数料は
無料です
(紛争解決時には成立
手数料が発生します)

申立てを
弁護士が
サポートします

原則3回以内の
話し合いで紛争解決
をめざします

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある
紛争解決ができるとされています。
東日本大震災や熊本地震、平成30年の岡山
豪雨災害、令和4年の静岡台風15号水害の際
などにも数多く利用されています。

お問い合わせ

和歌山弁護士会 紛争解決センター

〒640-8144 和歌山市四番丁5番地 和歌山弁護士会館内

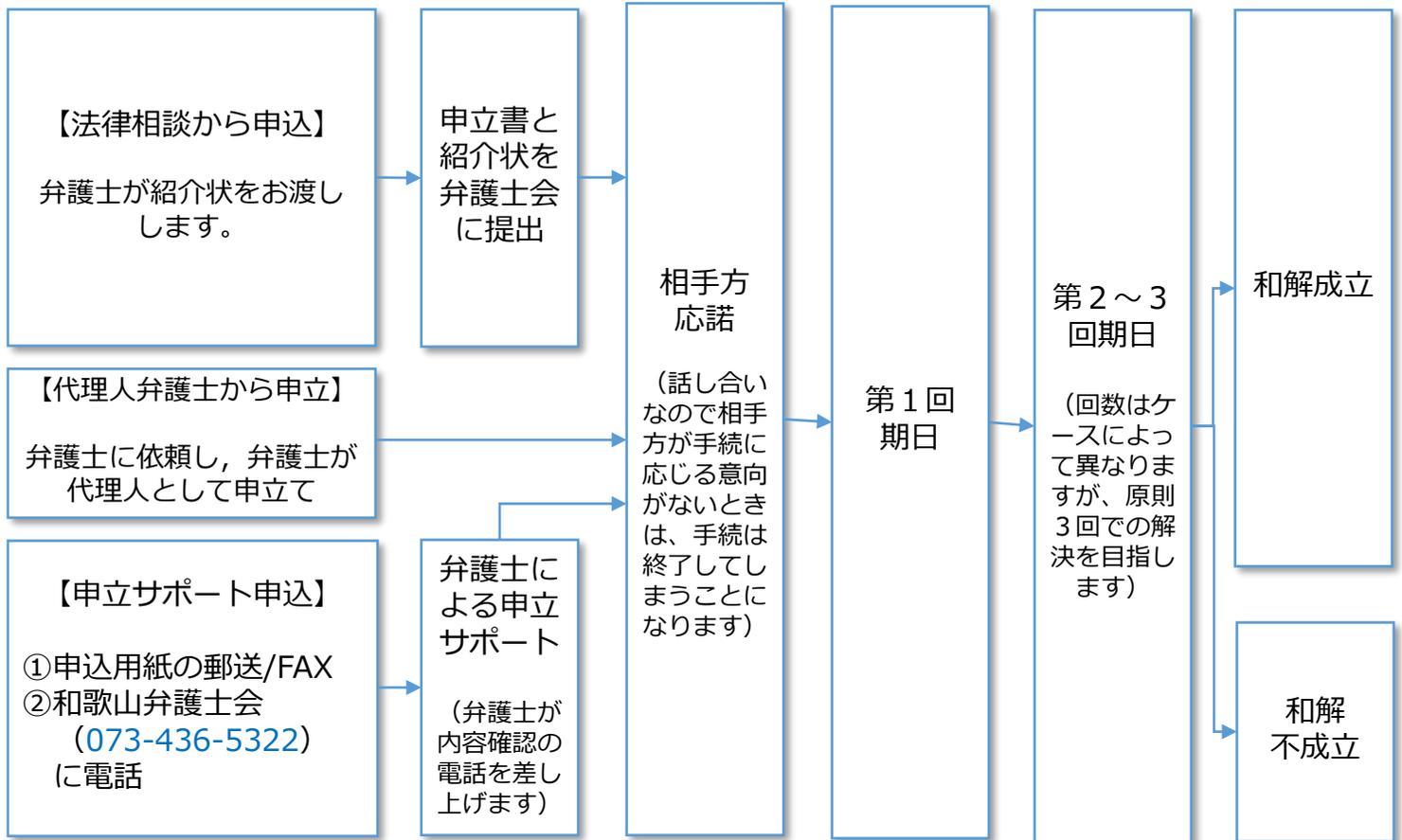
TEL 073-422-4580 FAX 073-436-5322

<http://www.wakaben.or.jp/>

和歌山弁護士会公式
キャラクター
「ほうえ〜る」



災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- 申立手数料（通常11,000円）は**無料**です。
- 成立手数料として、下記の基準での金額の**半額**を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては最大**4分の1**まで減額となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+ 3万円
300万円超～3000万円以下	1%+ 15万円
3000万円超	0.5%+ 30万円

(別途消費税が加算されます)

和歌山弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 073-436-5322)

災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

申 込 人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相 手 方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他 ()		